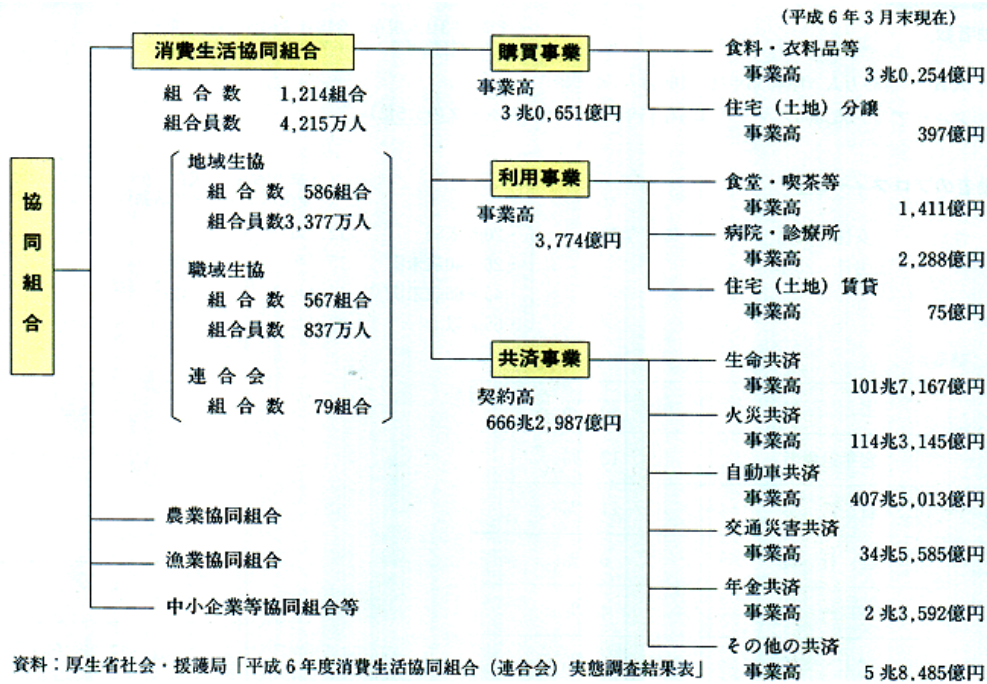
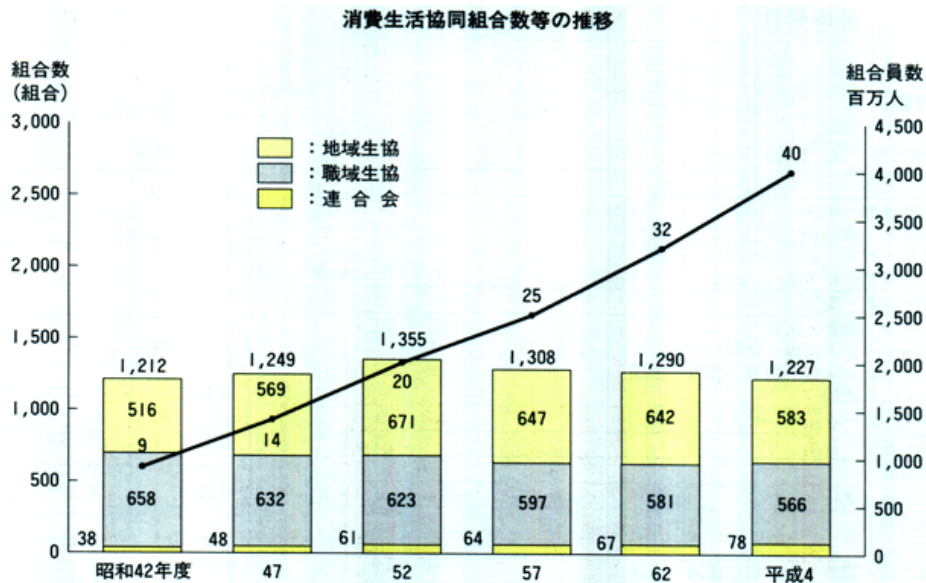


消費生活協同組合

概要 消費生活協同組合(生協)の概要



消費生活協同組合数等の推移



詳細データ1 購買生協の状況

(1) 店舗数

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考) 4年度農協店舗
地域店舗		1,348店	1,395店	1,442店	1,519店	1,529店	—
職域店舗		1,551	1,542	1,536	1,509	1,477	—
計		2,900	2,937	2,978	3,028	3,006	7,221店
うち 500m ² 超	地域店舗	410	440	468	483	518	—
	職域店舗	104	99	90	79	88	—
	計	514	539	558	562	606	334

資料：厚生省社会・援護局「平成6年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」および農林水産省調べ

詳細データ2 実施組合数・寝業高の推移

(1) 実施組合数・事業高の推移

年度	組合数	契約高	共済掛金額	給付額
3	115組合	471,493,042,368千円	536,952,152千円	215,327,239千円
4	121	595,688,394,235	587,851,374	230,075,045
5	125	666,298,712,943	688,934,751	247,014,746

(2) 主な共済事業の推移

年度	火 災			生 命			自 動 車			年 金	
	契約高	掛金額	給付額	契約高	掛金額	給付額	契約高	掛金額	給付額	掛金額	給付額
3	1,008,520 億円	727 億円	379 億円	818,196 億円	2,676 億円	1,304 億円	2,530,401 億円	428 億円	220 億円	1,135 億円	70 億円
4	1,081,351	772	351	917,936	3,041	1,372	3,570,200	485	271	1,127	86
5	1,143,145	813	285	1,017,167	3,774	1,512	4,075,013	542	312	1,260	110

資料：厚生省社会・援護局「平成6年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

社会福祉施設の現状

概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、さまざまなハンディキャップを負っている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、その他の施設がある。

社会福祉施設分類別施設数、定員数

社会福祉施設分類別施設数、定員数

分 類	施設数	利用者定員	分 類	施設数	利用者定員
総 数	54,281	2,594,208	②年齢別分類		
①経営主体分類			成人施設	19,581	501,232
公 営	30,291	1,315,152	児童施設	34,700	2,092,976
私 営	23,990	1,279,056			

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成5年10月1日現在）

詳細データ1 施設の種別別施設数と定員の年次推移

施設の種類	施設数			定員		
	昭和55年	平成2年	5	昭和55年	平成2年	5
総計	41,931	51,006	54,281	2,522,791	2,566,963	2,594,208
保健医療施設	347	351	347	22,141	22,287	22,368
救急医療施設	160	173	176	14,135	15,761	16,230
診療所	16	18	17	1,665	1,764	1,671
産科施設	68	68	66	18,263	20,158	19,728
授産施設	76	76	72	3,490	3,225	3,011
施設	27	16	16	2,851	1,537	1,456
老人福祉施設	3,354	6,506	8,903	163,379	246,881	282,976
老人ホーム(一般)	910	904	902	68,401	65,217	64,929
特別養老ホーム(A型)	34	46	47	2,049	2,721	2,774
軽費老人ホーム(A型)	1,031	2,260	2,770	80,385	161,612	194,091
軽費老人ホーム(A型)	170	254	253	10,839	15,371	15,302
軽費老人ホーム(A型)	36	38	38	1,705	1,810	1,810
老人福祉センター(A型)	・	3	77	・	150	3,730
老人福祉センター(A型)	・	241	259	・	・	・
老人福祉センター(B型)	1,173	1,457	1,551	・	・	・
老人福祉センター(B型)	・	326	349	・	・	・
老人デイサービスセンター(A型)	・	・	165	・	・	・
老人デイサービスセンター(B型)	・	977	2,024	・	・	・
老人デイサービスセンター(C型)	・	・	270	・	・	・
老人デイサービスセンター(D型)	・	・	64	・	・	・
老人デイサービスセンター(E型)	・	・	125	・	・	・
老人短期入所施設	・	・	9	・	・	340
身体障害者更生援護施設	574	1,033	1,207	25,231	38,965	42,996
肢体不自由者更生施設	51	44	43	2,386	1,939	1,890
視覚障害者更生施設	13	16	15	1,500	1,579	1,469
聴覚・言語障害者更生施設	4	3	3	190	175	175
内臓障害者更生施設	21	13	7	1,130	697	440
身体障害者更生施設	109	210	244	7,073	13,311	15,402
重度身体障害者更生施設	39	61	68	2,780	4,185	4,621
身体障害者福祉ホーム	・	10	13	・	155	235
身体障害者授産施設	76	85	85	4,104	4,650	4,517
重度身体障害者授産施設	79	119	123	4,848	7,588	7,993
身体障害者通所施設	8	109	160	165	2,611	3,879
身体障害者福祉工場(A型)	19	24	32	1,055	1,415	1,715
身体障害者福祉工場(B型)	14	33	36	・	・	・
身体障害者福祉センター	30	157	188	・	・	・
在宅障害者更生施設	・	25	60	・	・	・
障害者更生施設	・	9	9	・	660	660
補装具製作施設	29	28	27	・	・	・
点字出版施設	70	74	74	・	・	・
聴覚障害者情報提供施設	12	13	13	・	・	・
・	・	・	7	・	・	・
婦人保健施設	58	53	53	2,156	1,752	1,742
児童福祉施設	31,980	33,176	33,242	2,239,643	2,074,981	2,039,638
助産施設	937	635	588	7,152	5,121	4,963
乳母育児施設	125	118	117	4,230	3,843	3,806
養育施設	369	327	315	7,405	6,546	6,176
養育施設	22,036	22,703	22,584	2,136,728	1,979,459	1,946,138
精神薄弱児施設	531	533	530	34,914	34,076	33,455
精神薄弱児施設	349	307	300	25,365	19,694	18,423
精神薄弱児施設	3	8	7	160	380	338
精神薄弱児施設	217	215	217	8,142	7,881	7,981
精神薄弱児施設	29	21	21	1,725	1,047	876
精神薄弱児施設	29	18	17	2,074	1,029	821
精神薄弱児施設	13	27	26	420	895	859
精神薄弱児施設	33	33	33	2,042	2,007	1,979
精神薄弱児施設	76	72	72	9,716	8,787	8,322
精神薄弱児施設	57	73	77	2,415	3,080	3,240
精神薄弱児施設	7	8	9	410	425	445
精神薄弱児施設	48	65	73	5,448	6,835	7,597
精神薄弱児施設	11	13	14	550	650	700
精神薄弱児施設	58	57	57	5,304	4,893	4,658
精神薄弱児施設	2,815	3,840	4,028	・	・	・
精神薄弱児施設	4,237	4,103	4,157	・	・	・
精神薄弱者更生施設	786	1,728	2,078	48,683	93,549	111,020
精神薄弱者更生施設	476	862	999	35,138	59,368	68,134
精神薄弱者授産施設	39	137	195	1,360	5,083	7,455
精神薄弱者授産施設	101	181	203	7,004	11,525	12,871
精神薄弱者授産施設	107	396	518	3,711	14,543	19,343
精神薄弱者通所施設	63	106	110	1,470	2,510	2,615
精神薄弱者福祉ホーム	・	46	53	・	520	602
母子福祉施設	75	92	92	1,696	・	・
母子福祉施設	49	68	71	・	・	・
母子福祉施設	26	24	21	1,696	・	・
精神障害者社会復帰施設	・	90	159	・	1,588	2,824
精神障害者社会復帰施設	・	31	50	・	693	1,103
精神障害者社会復帰施設	・	33	59	・	333	593
精神障害者社会復帰施設	・	・	2	・	60	60
精神障害者社会復帰施設	・	26	48	・	562	1,068
その他の社会福祉施設	4,757	7,977	8,200	19,862	86,960	90,644
授産施設	145	156	157	6,205	6,488	6,453
授産施設	68	48	46	7,371	4,571	4,391
授産施設	33	29	29	719	573	574
授産施設	246	243	238	47,666	54,477	52,970
授産施設	1,076	1,266	1,276	・	・	・
授産施設	242	232	211	・	・	・
授産施設	76	173	246	5,567	17,420	25,463
授産施設	2,800	4,171	4,383	・	・	・
授産施設	71	71	68	・	・	・
授産施設	・	1,584	1,458	・	57,738	53,338
授産施設	・	4	13	・	170	425
授産施設	・	・	75	・	・	・

(注) 1. 身体障害者福祉法の改正(昭和59年10月)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)が「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正(平成2年6月)により、老人デイサービスセンターが「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神薄弱者福祉法の改正(平成2年6月)により、精神薄弱者

通産省及び精神薄弱者福祉ホームが「その他の社会福祉施設等」から「精神薄弱者援護施設」になったので、昭和55年以降はそれぞれ改正後の法律による分類に含めて計上した。

2. 保護施設の定員には医療保護施設を含まない。
3. 児童福祉施設の定員には助産施設、母子寮を含まない。
4. その他の社会福祉施設等の定員には、無料低額診療施設を含まない。
5. 母子寮の定員は世帯数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

社会福祉施設の整備,うんえいのための費用負担

概要

社会福祉施設の整備のための費用は,国および封方公共団体の補助金のほか,特別地方債や社会福祉・医療事業団からの融資並びに公営競技の益金の一部等,入費および民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。

社会福祉施設の建物(設備も含む。)の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は,いわゆる「定額補助施設」(老人福祉センター,児童館等)などごく少数の例外を除き,次表のとおりとなっている。

設置主体	費用負担者	国	都道府県 (指定都市を含む)	市町村	社会福祉法人等
国		100 100	—	—	—
都道府県 (指定都市を含む)		50 100	50 100	—	—
市町村		50 100	25 100	25 100	—
社会福祉法人等		50 100	25 100	—	25 100

施設種別	措置権者	入所先施設の区分	措置費支弁者	費用負担			
				国	都道府県 指定都市	市	町村
保護施設	知事 指定都市長	—	都道府県 指定都市	3/4	1/4	—	—
	市長(※1)		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	指定都市長	—	指定都市	1/2	1/2	—	—
	市長		市	1/2	—	1/2	—
	町村長		町村	1/2	1/4	—	1/4
身体障害者 更生援護施設	指定都市長	—	指定都市	5/10	5/10	—	—
	市長		市	5/10	—	5/10	—
	町村長		町村	5/10	1/4	—	1/4
精神薄弱者援護施設	知事 指定都市長	—	都道府県 指定都市	5/10	5/10	—	—
	市長(※1)		市	5/10	—	5/10	—
婦人保護施設	知事	—	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設 (※2)	知事 指定都市長	—	都道府県 指定都市	1/2	1/2	—	—
保育所	市町村長	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	—	—
		その他の施設	市町村	1/2	1/4	1/4	
母子寮 助産施設	市長(※1)	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	—	—
	知事 指定都市長	その他の施設	市	1/2	1/4	1/4	
		—	都道府県 指定都市	1/2	1/2	—	—

- (注) 1. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者および費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
2. 母子寮、助産施設を除いた児童福祉施設。

社会福祉施設の運営のための費用(措置費)は,施設へ入所(利用)または入所(利用)委託の措置をとった者が,次のとおり負担することとなっている。

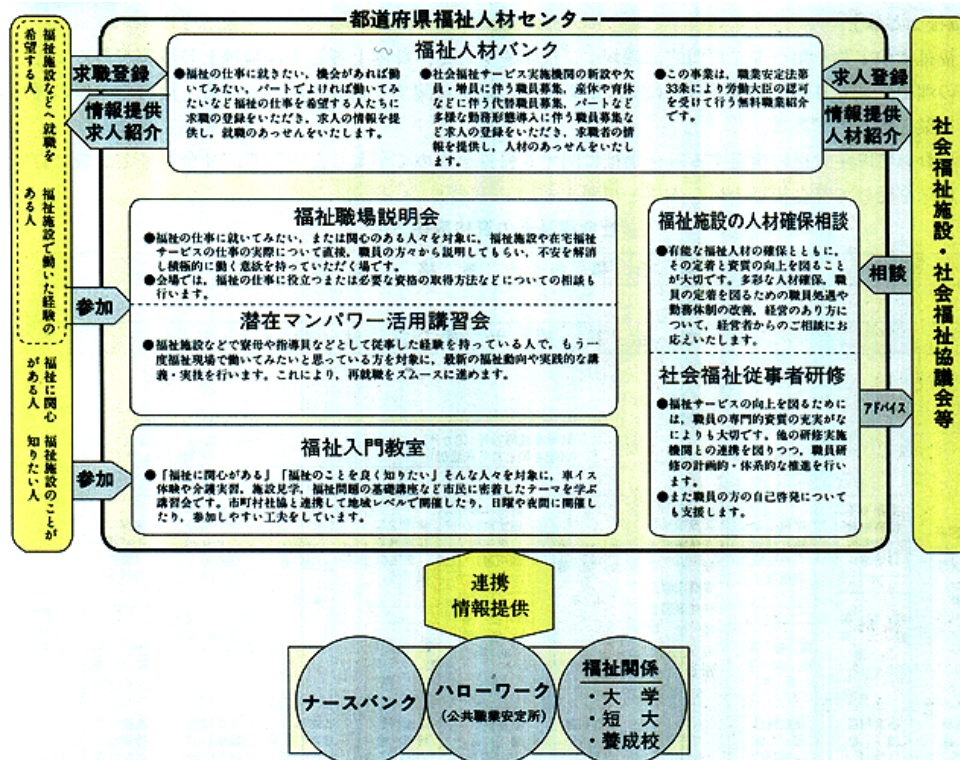
なお,入所施設の場合は,入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には,その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

施設種別	措置権者	入所先施設の区分	措置費支弁者	費用負担			
				国	都道府県 指定都市	市	町 村
保護施設	知事 指定都市長	—	都道府県 指定都市	3/4	1/4	—	—
	市長(※1)		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	指定都市長	—	指定都市	1/2	1/2	—	—
	市長		市	1/2	—	1/2	—
町 村 長	町 村 長	町 村	町 村	1/2	1/4	—	1/4
	指定都市長	指定都市	指定都市	5/10	5/10	—	—
身体障害者 更生援護施設	市長	—	市	5/10	—	5/10	—
	町 村 長		町 村	5/10	1/4	—	1/4
精神薄弱者援護施設	知事 指定都市長	—	都道府県 指定都市	5/10	5/10	—	—
	市長(※1)		市	5/10	—	5/10	—
婦人保護施設	知事	—	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設 (※2)	知事	—	都道府県 指定都市	1/2	1/2	—	—
保 育 所	市町村長	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	—	—
		その他の施設	市町村	1/2	1/4	1/4	
母 子 寮 助 産 施 設	市長(※1)	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	—	—
		その他の施設	市	1/2	1/4	1/4	
	知事 指定都市長	—	都道府県 指定都市	1/2	1/2	—	—

(注) 1. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者および費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
2. 母子寮、助産施設を除いた児童福祉施設。

福祉マンパワー

概要 福祉人材センター



詳細データ1 社会福祉施設従事者数

(平成5年10月1日現在)

	総数	保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生施設	婦人保護施設	児童福祉施設	保育所	精神薄弱者施設	母子福祉施設	精神障害者社会復帰施設	その他の社会福祉施設等
総数	710,011	6,549	167,898	27,551	575	80,840	342,853	51,876	590	1,026	30,253
施設長	53,389	281	8,903	1,207	53	10,070	22,584	2,078	92	159	7,962
生活・児童指導員、教護	43,529	853	8,648	2,775	133	9,735	-	20,033	8	246	1,098
職業・作業指導員	15,568	332	165	2,641	39	434	-	11,030	7	103	817
保母・教母	235,229	-	-	-	-	15,532	215,481	848	7	-	3,361
児童厚生員	12,612	-	-	-	-	12,612	-	-	-	-	-
母子指導員	513	-	-	-	-	513	-	-	-	-	-
医師	47,557	293	5,570	1,184	44	3,267	33,446	2,169	1	149	1,434
セラピスト	5,406	17	1,837	1,125	-	2,159	-	122	-	64	82
理学療法士	2,441	15	988	538	-	836	-	32	-	1	31
作業療法士	1,272	1	367	273	-	529	-	43	-	52	7
その他の療法士	1,693	1	482	314	-	794	-	47	-	11	44
心理・職能判定員	220	8	17	147	13	-	-	-	-	28	7
保健婦・助産婦・看護婦(士)	28,083	286	13,279	1,631	18	7,076	3,369	1,550	2	97	775
寮母	86,891	2,587	74,343	7,852	9	-	-	-	-	7	2,093
栄養士	14,629	193	4,706	578	25	1,389	5,946	1,430	3	7	352
調理員	82,426	852	21,628	2,587	115	5,537	43,618	6,193	57	21	1,818
事務員	32,104	499	12,186	2,392	79	4,598	3,952	3,923	185	65	4,225
その他の職員	51,855	348	16,616	3,432	47	7,918	14,457	2,500	228	80	6,229

(注) 1. 保護施設には医療保護施設を、児童福祉施設には助産施設を、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設を含まない。
 2. 保育所の保母・教母は保母のみである。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

社会福祉士および介護福祉士

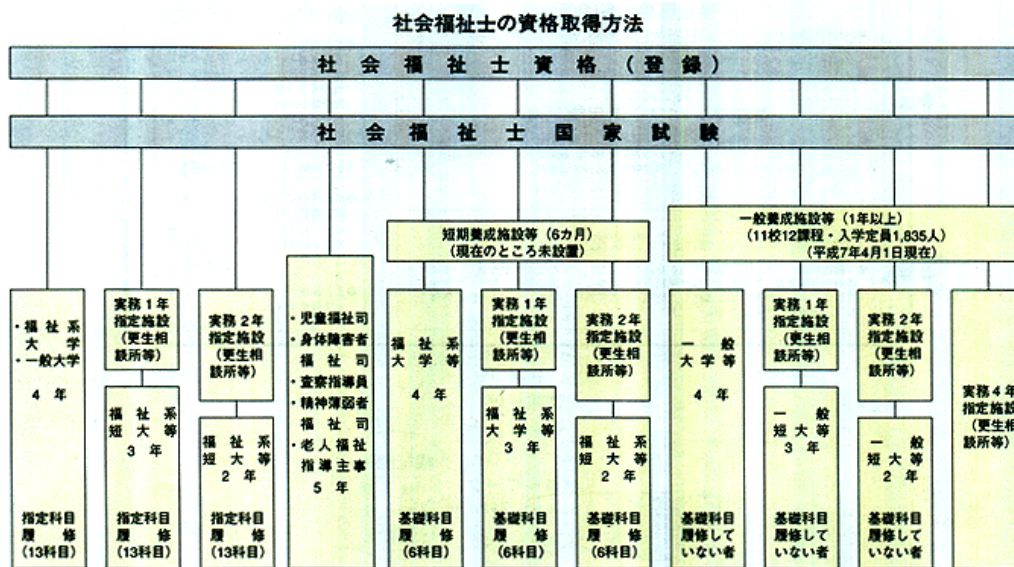
概要

[社会福祉士とは]

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者である。

大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けて社会福祉士になることができる。

社会福祉士の資格取得方法

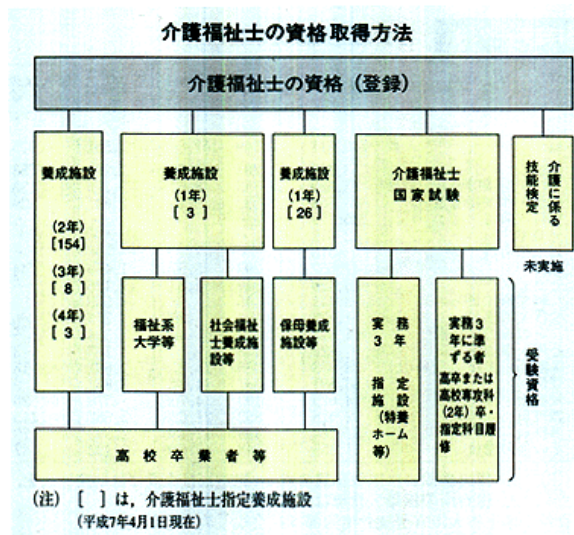


[介護福祉士とは]

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者である。

高校卒業以上の者で、厚生大臣の指定する養成施設を卒業した者および3年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者が、登録を受けて介護福祉士となることができる。

介護福祉士の資格取得方法



詳細データ1 社会福祉士国家試験および介護福祉士国家試験の結果の推移

区 分	社会福祉士			介護福祉士		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
第1回 (昭和63年度)	1,033人	180人	17.4%	11,973人	2,782人	23.2%
第2回 (平成元年度)	1,617人	378人	23.4%	9,868人	3,664人	37.1%
第3回 (平成2年度)	2,565人	528人	20.6%	9,516人	4,498人	47.3%
第4回 (平成3年度)	3,309人	874人	26.4%	9,987人	5,379人	53.9%
第5回 (平成4年度)	3,886人	924人	23.8%	11,628人	6,402人	55.1%
第6回 (平成5年度)	4,698人	1,049人	22.3%	13,402人	7,041人	52.5%
第7回 (平成6年度)	5,786人	1,532人	26.5%	14,845人	7,772人	52.4%
計	22,894人	5,465人	23.9%	81,219人	37,538人	46.2%

資料：厚生省社会・援護局調べ

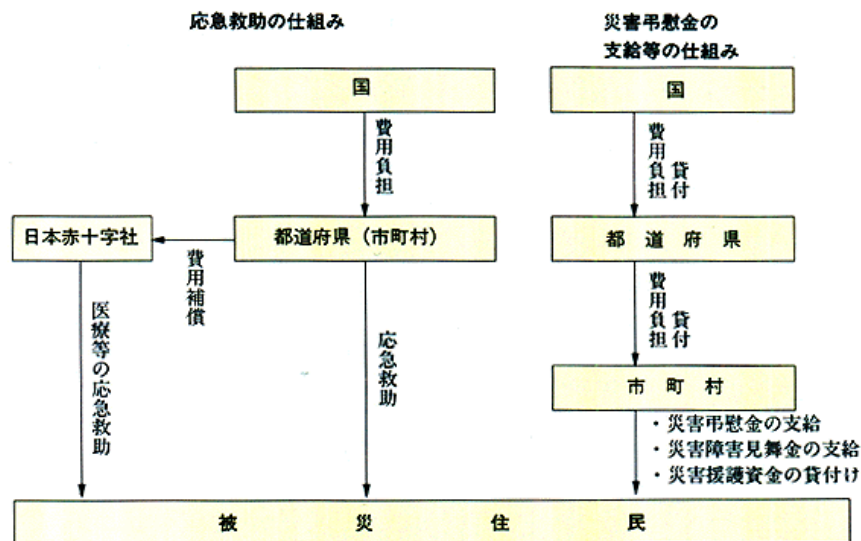
詳細データ2 社会福祉士および介護福祉士資格取得者数の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
社会福祉士	177人	539人	1,055人	1,913人	2,809人	3,843人
介護福祉士	3,073人	9,050人	16,343人	26,628人	38,193人	52,595人
国家試験	2,711人	6,289人	10,643人	15,912人	22,149人	29,075人
養成施設	362人	2,761人	5,700人	10,716人	16,044人	23,520人

(注) 各年度末の登録者
資料：厚生省社会・援護局調べ

災害救助と被災者への支援

概要



※「緊急救助の内容」：避難所の設置および運営、応急仮設住宅の供与、食事および生活必需品の給与、飲料水の供給、医療等

〔災害救助法〕

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合に、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体や国民の協力の下に緊急救助を実施することとしている。

〔災害弔慰金の支給等〕

一定規模以上の災害の被災者に対しては、災害救助法による救助のほか、災害弔慰金の支給等に関する法律により、市町村から、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給され、また、災害援護資金の貸し付けが行われることとなっている。

詳細データ1 災害救助法適用状況

年 度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6
法適用 都道府県延数	4	3	9	4	6	8	10	13	0	10	7
法適用 市町村延数	19	24	40	8	11	13	45	39	0	28	34

資料：厚生省社会・援護局調べ

詳細データ2 平成6年度の災害救助法適用地域被害状況

	都道府県数	市町村数	人的被害(人)				住家の被害(世帯)					
			総数	死者	行方不明	負傷者	総数	全壊 流失	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水
台風13号 (8月)	1	1					557	17	29	511		
集中豪雨 (9月)	2	3	3			3	8,455		1		2,700	5,754
集中豪雨 (9月)	1	4	1			1	7,698	2	5	12	3,309	4,370
三陸はるか 沖地震 (12月)	1	1	682	2		680	7,908	90	359	7,459		
阪神・淡路 大震災 (1月)	2	25	41,846	5,499	2	36,345	307,892	142,931	135,277	29,684		
総計	7	34	42,532	5,501	2	37,029	332,510	143,040	135,671	37,666	6,009	10,124

(注) 阪神・淡路大震災の被害状況については、平成7年4月12日現在の数値(未確定)。
資料：厚生省社会・援護局調べ

詳細データ3 災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	災害障害見舞金	災害援護貸付金
(対象災害) 下記のいずれかに該当する自然災害 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある災害	(対象災害) 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	(対象災害) 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
(支給対象者) 対象災害により死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫および祖父母)	(支給対象者) 対象災害により重度の障害を受けた者	(貸付対象者) 対象災害により世帯主が負傷を負い、または住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯主 (注) 所得制限がある。
(支給額) ・生計維持者の死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円	(支給額) ・生計維持者 250万円 ・その他の者 125万円	(貸付限度額の最高額) 350万円 (注) 貸付限度額は被害状況によって異なる。

中国残留邦人に対する援助施策

概要

厚生省においては、平成5年12月、早期の帰国希望者が向こう3年間に全員帰国できるよう受入れ計画を打ち出し、中国残留邦人の早期帰国および日本社会への円滑な定着自立の促進に努めている。

また、昭和56年3月以降、身元の判明しない孤児について、集団による訪日調査等を行い、肉親調査を実施している。

[平成5年12月発表した3年間の受入計画の概要]

ア 平成5年3月31日現在の中国残留邦人2,608人(うち、残留婦人等1,759人、残留孤児849人)

イ 早期に永住帰国を希望する中国残留邦人の数1,628人(平成5年3月31日現在。うち、残留婦人等1,055人、残留孤児573人)

ウ 受入計画の概要

		平成5年度の受入数	平成6～8年度の受入数	合 計
合 計		318人	1,310人	1,628人
内 訳	※厚生白書※平成7年版※			
	残留孤児	115	458	573

(注) 1. 受入数は、残留婦人等に対する帰国意向調査の結果等をもとに推計したものである。
 2. 受入数は現時点での推計数であり、今後変動することもあり得る。

[平成7年3月31日現在における中国残留邦人の状況]

(1) 残留邦人の総数 1,980人

うち孤児 646人

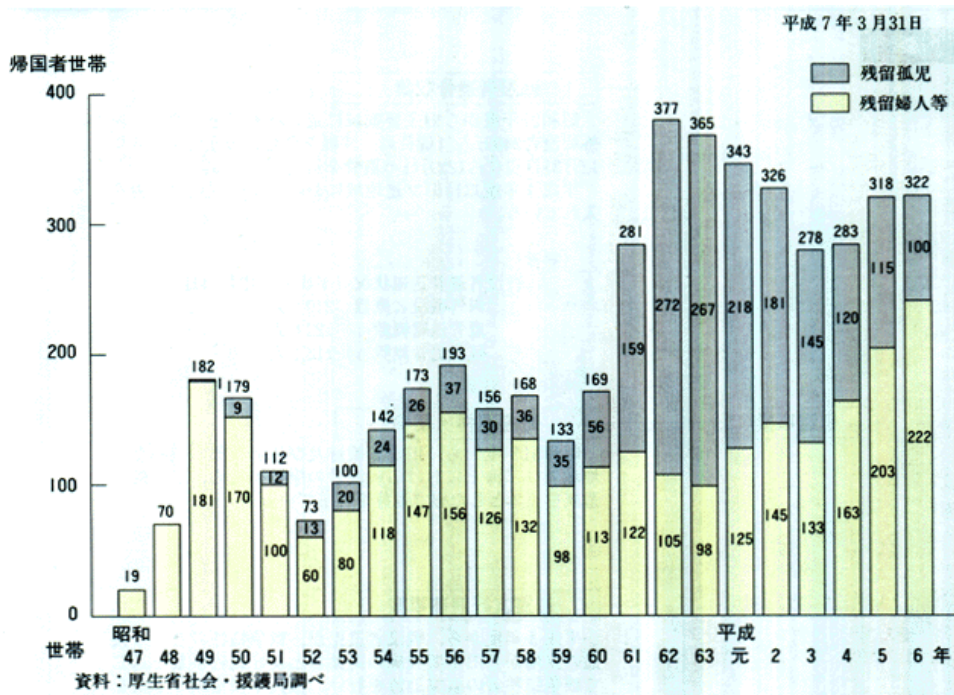
うち婦人等 1,334人

(2) 残留邦人のうち永住帰国を希望する者数(推計)988人

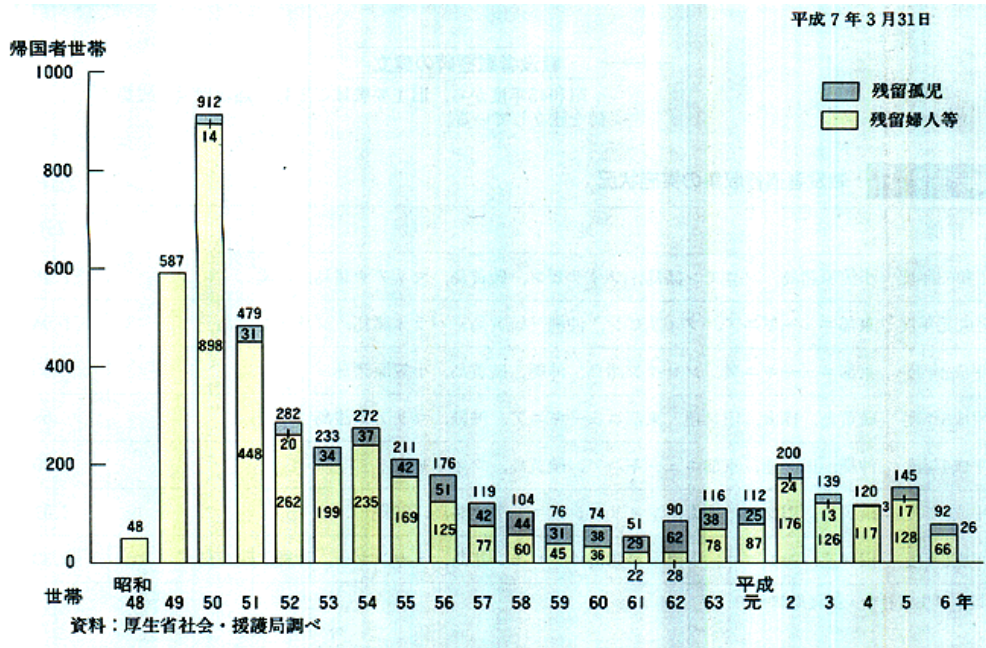
うち孤児 358人

うち婦人等 630人

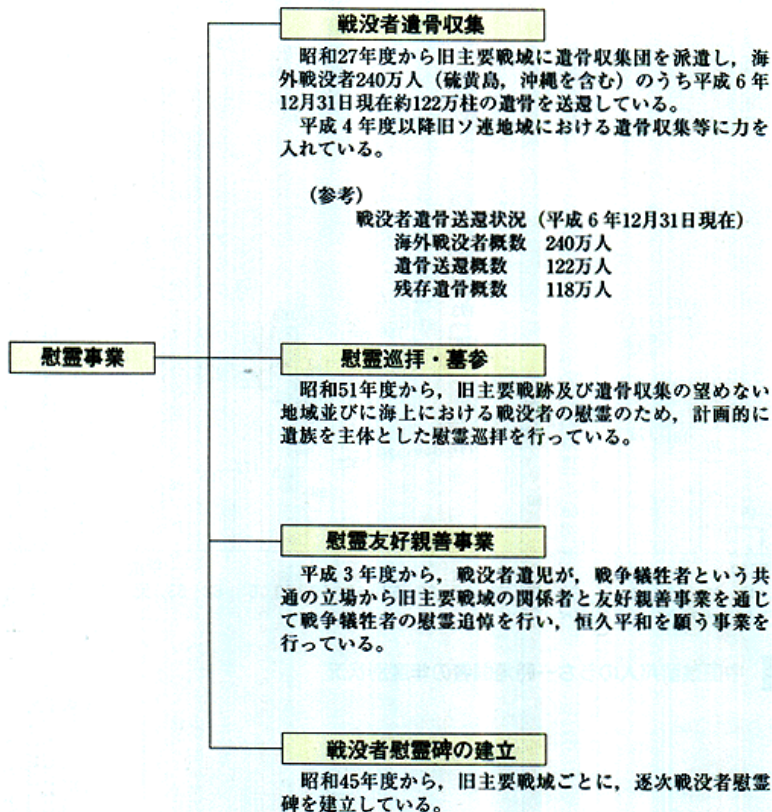
詳細データ1 中国残留邦人のうち永住帰国者の年度別状況



詳細データ2 中国残留邦人のうち一時帰国者の年度別状況



慰霊事業
概要



詳細データ1 戦没者遺骨収集の実施状況

(単位:柱)

年度	地 域	収骨数
昭和63年度	小笠原諸島, ソロモン諸島, フィリピン, 硫黄島, マリアナ諸島, 沖縄	1,482
平成元年度	東部ニューギニア, フィリピン, 沖縄, 硫黄島, パラオ諸島, ソロモン諸島	1,042
平成2年度	東部ニューギニア, ソロモン諸島, 沖縄, 硫黄島, 小笠原諸島	550
平成3年度	硫黄島, 樺太, 旧ソ連, 東部ニューギニア, 沖縄, マリアナ諸島	685
平成4年度	沖縄, 旧ソ連, 東部ニューギニア, 硫黄島, フィリピン	1,357
平成5年度	硫黄島, 旧ソ連, 樺太, フィリピン, マリアナ諸島, 沖縄	2,010
平成6年度	旧ソ連, モンゴル, トラック諸島, ソロモン諸島, ミャンマー, 沖縄, 硫黄島	1,320

資料: 厚生省社会・援護局調べ

詳細データ2 慰霊巡拝・墓参の実施状況

(単位:人)

年度	地 域	参加遺族数
昭和63年度	アリューシャン列島, 東部ニューギニア, 旧ソ連, 中国, インド, マーシャル・ギルバート諸島, フィリピン	189
平成元年度	旧ソ連, 北ボルネオ, ビスマーク・ソロモン諸島, マリアナ・トラック・パラオ諸島, フィリピン, 小笠原諸島	326
平成2年度	ビスマーク・ソロモン諸島, 硫黄島, 旧ソ連, 中国, 東部ニューギニア, マリアナ・トラック・パラオ諸島, フィリピン, ミャンマー	351
平成3年度	東部ニューギニア, 旧ソ連, 西イリアン, インド, マーシャル諸島, トラック・パラオ諸島	177
平成4年度	旧ソ連, 中国, トラック・パラオ諸島, フィリピン	246
平成5年度	旧ソ連, アリューシャン列島, モンゴル, 中国, マーシャル・ギルバート諸島, インド, インドネシア	174
平成6年度	旧ソ連, 中国, モンゴル, インド, フィリピン, ミャンマー, 東部ニューギニア, インドネシア	407

資料: 厚生省社会・援護局調べ

詳細データ3 海外戦没者慰霊碑等建立状況

慰霊碑の名称	所在地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46. 3. 26
比島戦没者の碑	フィリピン・ラグナ州カリラヤ	昭48. 3. 28
中部太平洋戦没者の碑	サイパン島マッピ	昭49. 3. 25
沖縄戦没者墓苑	沖縄県糸満市摩文仁	昭54. 2. 25
南太平洋戦没者の碑	パプア・ニューギニア・東ニューブリテン州ラバウル市	昭55. 9. 30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー・ヤンゴン市	昭56. 3. 28
ニューギニア戦没者の碑	パプア・ニューギニア・東セビック州ウエワク市	昭56. 9. 16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア・サバ州ラブアン市	昭57. 9. 30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島マジュロ島	昭59. 3. 16
西太平洋戦没者の碑	パラオ諸島ベリリュウ島	昭60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アリューシャン列島アッツ島	昭62. 7. 1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア・ビアク島	平6. 3. 24
インド平和記念碑	インド・マニプール州インパール	平6. 3. 25
抑留中死亡者慰霊碑(仮称)	ロシア連邦・ハバロフスク市	建立中

資料: 厚生省社会・援護局調べ